

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波国際センター（JICA 筑波）が、2017 年度から実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波研修業務課（電話：029-838-1744、担当：松田 紗千代）宛にお願いします。

2017 年 6 月 1 日

独立行政法人国際協力機構  
筑波国際センター 契約担当役  
所長 高橋 政行

## 2017-2019 年度課題別研修「アフリカ地域 小規模農家のためのアグリビジネス振興（A）」コース研修業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波国際センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国（アフリカ地域）から研修員として日本に招いたアグリビジネスの振興を担当する行政担当者に対し、それを実施するために必要な農産物付加価値化支援やその流通および販売方法の改善、農産物の販売を目的とした生産者の組織化など所定の案件目標を達成するべく、小規模農家のためのアグリビジネス振興に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、（一財）アジア農業協同組合振興機関（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 筑波所管地域近隣において、日本および開発途上国におけるアグリビジネス振興に関して、過去連続して対象分野の研修事業の受注実績があり、研修事業を通じた人材育成の知見等が集約されている。さらに、産学官公民から当研修に必要な専門的知識および経験を有する多様な講師を招請できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2017-2019 年度課題別研修「アフリカ地域 小規模農家のためのアグリビジネス振興（A）」コース業務委託契約
- (2) 業務の目的：上記課題別研修コースの実施
- (3) 業務実施期間：2017 年度から 2019 年度まで、毎年度各 1 回（計 3 回）予定
- (4) 2017 年度 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 2017 年度 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (6) 2017 年度 履行期間：2017 年 10 月 5 日から 2018 年 1 月 31 日まで

### 2 応募要件

（注：以下のうち該当する要件を記載）

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有し、業種区分「役務の提供等」、営業品目「調査・研究」を保持し、「B」、「C」または「D」の認定等級（格付）に格付けされている者。（以下「全省庁統一資格者」という。）なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における簡易審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。  
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。  
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。  
なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。

(A4 サイズ、1~2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

③ 2017 年度案件を第 1 回目として受託し、2019 年度案件まで毎年度各 1 回(計 3 回)、案件を受託可能であること。なお、2017 年度案件を受託したものは、四囲の状況に変化がない限り、また業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度まで継続契約を行う。契約は、業務量・価格等について毎回見直しを行い、各回毎に締結する。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017 年 6 月 19 日 (金) 午後 4 時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 (独)国際協力機構 筑波国際センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当：松田 紗千代
	提出書類	① 参加意思確認書 1 部 ② 応募要件に求められる実績等を証明する資料 (写し可)
	提出方法	持参又は郵送 (当日必着、書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2017 年 6 月 26 日 (月)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2017 年 7 月 7 日 (金) 午後 4 時まで
	請求場所	提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送 (当日必着、書留としてください。)
	回答予定日	2017 年 7 月 14 日 (金)
	回答方法	郵送

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波国際センター 研修業務課  
電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776  
松田 紗千代 ([Matsuda.Sachiyo@jica.go.jp](mailto:Matsuda.Sachiyo@jica.go.jp))

以上

2017年6月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波国際センター契約担当役  
所長 高橋 政行 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2017-2019 年度課題別研修「アフリカ地域 小規模農家のためのアグリ  
ビジネス振興 (A)」コースに係る参加意思確認公募について、応募要件  
を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出し  
ます。

### 記

#### 1 組織概要

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件：

平成 28, 29, 30 度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してくだ  
さい。

全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 簡易審査申請書 以  
下の URL よりフォーマットを取得ください。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03>)
- 登記事項証明書(写) (法  
務局にて発行の「履歴事項全部証明書」、発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- 納税証明書(写) (税  
務署にて発行の法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務  
が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は事情を確認することがあ  
ります。その 3 の 3 以外の証明書(市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税  
時の領収証書、納税証明書その 1 等)では受付できません。)
- 財務諸表(写)  
(決算が確定した直近 1 ヶ年分。貸借対照表、損益計算書を含む、法人名および決算期間  
の記載があるもの。設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要。)

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を  
提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上

2017-2019 年度課題別研修「アフリカ地域 小規模農家のためのアグリビジネス振興（A）」  
コース研修委託業務概要

1. コース概要

(1) 研修コース名：

課題別研修「アフリカ地域 小規模農家のためのアグリビジネス振興（A）」

(2) 本邦受入期間：(2017 年度) 2017 年 11 月 5 日～2017 年 12 月 16 日

(3) 研修の背景：

アフリカの主要な産業は農業であり、それを担う人々の多くが農村部の小規模農家である。これら小規模農家の生計向上を目的とした農産物の生産だけでなく、農産物加工やブランド化による、より価値の高い商品の開発に加え、販売方法の工夫といったビジネスを意識した農家経営の改善に関心が高まっている。一方で、アフリカでは農家の所得向上と貧困削減を目指した政府によるアグリビジネス振興が図られているが、これまでの事例が少ないことからそれを農家に対して指導する人材が不足している。本コースは、アフリカ地域でアグリビジネスを振興するための人材育成を通じて、小規模農家の所得向上に寄与することを目的としている。研修では、これまで日本で実施されてきた事例紹介（地域リソースの発掘やその活用方法、農民の組織化）とその分析を通じて、アグリビジネスの推進に従事する農業普及員などの行政担当者の能力強化を目指す。

(4) 使用言語：

英語

通訳が必要な場合には、JICA が配置する研修監理員がこれを行う。

(5) 定員(予定)：

7 名(上限 12 名、応募状況・選考過程により増減あり)

(6) 割当国(予定)：

ナミビア、スワジランド、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、アンゴラ、南スーダン  
(7 か国)

(7) 対象組織：

小規模農家を対象としたアグリビジネス振興に携わる農業省の中央または地方行政機関

(8) 研修員資格要件：

- 1) 職務：アグリビジネスの振興に従事する農業普及員などの行政担当者
- 2) 経験：小規模農家の生計向上に関連する分野で 5 年以上の経験を有すること
- 3) 学歴：大学卒業または同等の資格・経験を有すること
- 4) 健康：心身ともに健康であること
- 5) 年齢：27 歳以 45 歳未満であることが望ましい
- 6) 言語：研修で使用する言語（英語）につき十分な語学力を有すること
- 7) 軍に属していないこと
- 8) 妊娠中の者は潜在的なリスクを考慮して応募を推奨しない

(9) 上位目標：

アグリビジネス振興を通じた農村開発活動が実施される

(10) 案件目標：

研修員は小規模農家のためのアグリビジネス振興に必要な知識と技術を習得する

(11) 単元目標：

研修員はプログラムを通じて以下の1)~4) を達成することが期待される。

- 1) 対象地域における小規模農家の生計手段と課題を明確にする
- 2) 農産物の生産から販売までの流通の仕組みについて基本的な知識を習得する
- 3) 農産物の高付加価値化などビジネスアイデアや知識を習得する
- 4) アグリビジネス振興のための農民組織化について必要な知識を習得する

(12) 研修プログラム内容

本コースは、事前、本邦の2つのプログラムから構成される。

各プログラムの主要研修項目は以下のとおり。

1) 事前プログラム (2017年10月上旬~2017年11月4日)

所属組織内で研修の活用方法を検討の上、対象地域における小規模農家の生計手段やアグリビジネス振興の現状及び課題を記載したインセプションレポートを作成する。

2) 本邦プログラム (2017年11月5日~2017年12月16日)

- ① インセプションレポートの発表と討議を通じて、自国の課題について理解を深める。
- ② 講義、討議、演習、視察を通じて下記項目について理解を深める。
  - ・ 現状分析：インセプションレポートの作成及び発表を通じて、対象地域における小規模農家の生計手段や収入創出方法などの状況を把握する。研修員個々の研修参加目的を明確化するとともに、研修員間で双方の国の状況を共有および討議を行う。
  - ・ アグリビジネスを実施するための実施・運営体制を理解するため、基礎的な農産物の生産から販売までの流通の仕組みについて学ぶ。また、農業協同組合や中小企業の集荷・流通・販売に加え、生産-加工-販売を目的とした農商工の連携に関する講義や見学を通じ、収入の向上を目的とした農産物の戦略的な販売方法を学ぶ。
  - ・ 農産物の品質向上や加工、認証制度の利用を通じた高付加価値化およびブランド化などのビジネスアイデアについて学ぶ。実際に日本で実施されている事例紹介（農村に由来する様々な地域リソースの発掘やその活用方法）とその内容の分析を通じて知識を身に着ける。
  - ・ 小規模農家がアグリビジネスを実施するにあたって必要な農民の組織化や生産者組織の運営について学ぶ。
  - ・ その他必要と思われる項目については、JICA 筑波と相談して調整する。

(13) 研修実施方法

1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

2) 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務で活用できるように指導を行う。

3) 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに、関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。

#### 4) 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

#### 5) レポート作成・発表

以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の帰国後の問題解決能力を高めるよう配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。また、各レポートの狙いは以下の通り。

##### ① インセプションレポート

自国の抱える小規模農家の生計向上を目的としたアグリビジネス振興に関する課題と研修員の所属する組織、業務内容について、各研修員が来日前に分析・記述した報告書であり、本レポート作成を通じて、本邦プログラムの参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。

##### ② 業務改善計画書

本邦研修を通じて得られた知識・技術を踏まえ、自国の課題への対応策を論理的に取り纏めさせるためのものであり、研修での学びが所属組織へ共有され、対象地域でのアグリビジネス振興に寄与することが期待される。

#### 6) 研修付帯プログラム（JICA 側が主に実施するプログラム）

##### ① 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

##### ② ジェネラルオリエンテーション（日本文化理解）

日本の歴史や社会について概要を紹介し、研修員の日本文化理解を促進する。

##### ③ プログラムオリエンテーション

技術研修の開始に際し、JICA事業の中の研修事業、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

##### ④ 評価会

研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

##### ⑤ 閉講式

#### (14) 業務実施場所：

基本的にJICA 筑波とする。視察先は茨城県及び栃木県のリソースを活用する。

#### (15) 契約金額：

機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

## 2. 業務の範囲及び内容

上記1.(2)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

### (1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積及び経費精算処理
- ③ 研修員選考会への出席
- ④ JICA 筑波その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修監理員との調整・確認
- ⑥ コースオリエンテーションの実施
- ⑦ 研修の実施・運営管理とモニタリング
- ⑧ 研修員の技術レベルの把握
- ⑨ 各種発表会の実施(研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷、全体運営等を含む)
- ⑩ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑪ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑫ 単元目標・案件目標の達成度確認
- ⑬ 評価会への出席、実施補佐
- ⑭ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑮ 反省会資料の作成、及び反省会への出席と議事録の作成
- ⑯ 講義、演習、見学の評価・分析
- ⑰ 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- ⑱ その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- ⑲ JICA 筑波への講義テキスト・各種レポート等提出(原本及びデータ)

### (2) 講義(演習・実習)の実施に関する事項

- ① 講師・実習先の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書等の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認・手配
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑥ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認および著作物利用承諾書取り付け
- ⑦ 研修員からの著作物の利用条件同意書の取り付け
- ⑧ 講義等実施時の講師への対応
- ⑨ 講師謝金の支払い
- ⑩ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑪ 講師(ないし所属先)への礼状の作成・送付

### (3) 見学(研修旅行)の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率・事前説明など研修員の理解促進
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記（１）～（３）に加えて行う業務

（４）事前準備に関する事項

- ① 事前プログラムに関する研修員からの問い合わせに対する対応
- ② インセプションレポート内容の分析と要望の理解および調整
- ③ 研修評価項目・評価基準等について JICA 筑波と調整・確認
- ④ 研修員選考会への出席

（５）事後整理に関する事項

- ① JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
- ② 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
- ③ 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成

３．本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、2017 年度分実施においては、本コースに関する事項をもれなく記載した業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ 2018 年 1 月 17 日（水）（予定）までに提出する。

４．その他

JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

以上